次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の公表について

当組合では、少子化対策として施行された次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を策定のうえ東京労働局雇用均等室に届出を行い、行動計画を実施しております。

全東栄信用組合行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を 策定する。

- 1. 計画期間 平成27年4月1日~平成29年3月31日までの2年間
- 2. 内 容

目標1 育児休業等の取得しやすい環境づくりと取得の促進を図る。

<対策>

平成27年4月以降

- ①産前・産後休暇、育児休業、育児中の社会保険料免除など制度・規程の周知を図る。
- ②妊娠中や産前・産後休暇、育児休業復帰後の女性職員のための相談機会を創出する。

目標2 「効率的・効果的な働き方」による所定外労働時間の削減を図る。

<対策>

平成27年4月以降

- ①所定外労働時間が多い部署に対してヒアリングや調査を行い、問題点を検討する。
- ②所定外労働時間が削減傾向にある部署の取組みを全部署で共有する。